

コンプライアンス



■ 基本的な考え方と推進体制

ミネベアグループは、コンプライアンスの実践がCSR推進において欠くことのできない要素であるという認識のもと、コンプライアンスを法令遵守のみならず、企業市民として企業倫理に則した活動ととらえ、企業経営における重要なファクターであると考えています。そのため、当社グループの役員、従業員が適切な行動を選択する際の規範となる「ミネベアグループ行動規範」「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」を定め、公正かつ適正で、透明度の高い経営に努めています。

当社グループでは、社長執行役員をコンプライアンスの最高責任者とし、直属の組織であるコンプライアンス委員会にて、行動規範の運用、行動規範に対する重大な違反事例発生時の緊急対策の意思決定を行っています。また、コンプライアンス委員会の事務局を財務・コンプライアンス推進部門コンプライアンス推進室が担当し、コンプライアンスの社内浸透のための教育、研修の実施や、その他のコンプライアンス推進のための諸施策を実施しています。

■ コンプライアンス教育

ミネベアグループでは、従業員のコンプライアンスへの理解を深めるため、階層別研修時のコンプライアンス教育を実施しています。2011年度は、新入社員研修と新任係長職研修、新任課長職研修にて実施し、224名が受講しました。また、2011年度は従業員のコンプライアンス意識強化を目的に、DVDによる研修を実施し、2,641名の従業員が受講しました。

このほか、昨今相次ぐ企業不祥事の多発により、コンプライアンス経営の強化が一層求められていることから、役員向けのコンプライアンス研修を実施し、社長以下執行役員33名が社外弁護士を講師に招いた講義を受講しました。



新入社員研修の様子

また、金融商品取引法で規定されるインサイダー取引規制を分かりやすく解説したイーラーニング研修を実施し、967名の従業員が受講しました。

■ 内部通報制度

ミネベアグループでは、「ミネベアグループ行動規範」に違反する行為や、法令違反行為などを未然に防ぐため、従業員一人ひとりが自らの行動や意思決定が本行動規範に違反するかどうか迷った場合、または本行動規範に違反する疑いのある行為を発見した場合に利用できる相談窓口を社内と社外にそれぞれ設置しています。

■ 輸出入管理の取り組み

ミネベアグループは、輸出入において物流部門を中心に関税法をはじめとする各種法令を遵守するための手順書、マニュアルを作成し、管理体制を整備しています。2007年度より、優れた貨物管理、コンプライアンス管理などが実施されている事業者として、東京税関より「特例輸入者」と「特定輸出者」の認証を受けています。

■ 今後のコンプライアンス推進について

従業員一人ひとりがコンプライアンスの意識を持って、事業活動に取り組む企業風土を定着させるために、従業員の意識と知識の充実をより一層深めていく必要があると考えています。今後は海外を含めたグループ全体でのコンプライアンス推進体制の強化、効果的・効率的なコンプライアンス教育活動の実施に取り組んでいきます。

また、独占禁止法などに関する研修を今後も継続的に実施し、違反事件の未然防止に努めています。

「ミネベアグループ行動規範」および「ミネベアグループ役員・従業員行動指針」の詳細は、ミネベアグループホームページ (<http://www.minebea.co.jp/company/aboutus/Conduct/declaration/index.html>) をご参照ください。